



うそ電話詐欺防犯情報

「国民訴訟通達センター」名などで発送された封書に注意!!

現在、「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」等の名称で公的機関を装い、民事訴訟に関する通知書が封書で発送されています。今後も、このような封書やハガキが送りつけられるおそれがありますので、下記事例を参考にして被害に遭わないように注意してください。



『不審な通知書の例』

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)〇〇〇訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

～～ 省 略 ～～

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問い合わせ下さい。

書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成〇年〇月〇日

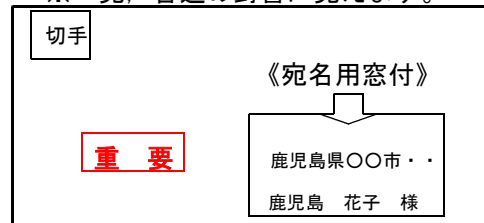
法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関・・・
取り下げ等のお問い合わせ窓口

03-〇〇〇〇-xxxx

受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

『不審な封書の例』

※一見、普通の封書に見えます。



【～不審な封書・通知書の特徴～】

- ・ 封書に発出元・連絡先等の印字がない。
 - ・ 訴訟通知にも係わらず、普通郵便で送付されている。
 - ・ 契約(運営)会社名が不明。
 - ・ 契約不履行の概要・内訳が不明。
 - ・ 契約不履行の根拠がない(示せない)。
 - ・ 本人限定で連絡を指示する。
 - ・ 取り下げ最終期日が封書を受理した日から数日以内など間がない。
- などの特徴があります。

【 注 意 点 】

- 訴訟などの重要な通知が、届いた時は詐欺を疑うこと。
- 身に覚えのない支払を要求する封書(ハガキ)、電話やメールは、詐欺を疑うこと。
- 官公庁職員を名乗る相手から、電話で名前や住所などの個人情報を聞かれても、安易に教えないこと。
- 電話でお金を要求されたら、一人で判断せず手続きする前に、家族や最寄りの警察署又は消費生活センター(188)に相談すること。などを心掛け、被害に遭わないように注意しましょう。



不審な電話等に関する、お問い合わせ・相談はこちらへ

・最寄りの警察署又は、鹿児島県警察本部 (TEL 099-206-0110又は#9110)